

大泉町農業委員会の委員等の定数を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、大泉町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、7人とする。

（推進委員の定数）

第3条 推進委員の定数は、3人とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（大泉町農業委員会に関する条例の廃止）

第2条 大泉町農業委員会に関する条例（昭和32年大泉町条例第18号）は、廃止する。

（大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年大泉町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

副生活環境委員	年額	平等割 世帯割	64,000円 1世帯120円	〃	を
---------	----	------------	--------------------	---	---

副生活環境委員	年額	平等割 世帯割	64,000円 1世帯120円	〃	に
農地利用最適化推進委員	月額		30,000円	〃	

改める。

(経過措置)

第4条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）
附則第29条第2項の規定により農業委員会の委員がなお従前の例により在任する
場合においては、この条例の規定及び前条の規定による改正後の大泉町特別職
の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、
附則第2条の規定による廃止前の大泉町農業委員会に関する条例の規定及び前条
の規定による改正前の大泉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。